

登米市子ども・子育て条例の構成

前文

条例制定にあたっての考え方を説明

第1章 総則

第1条：目的

全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる
地域社会の実現を図る

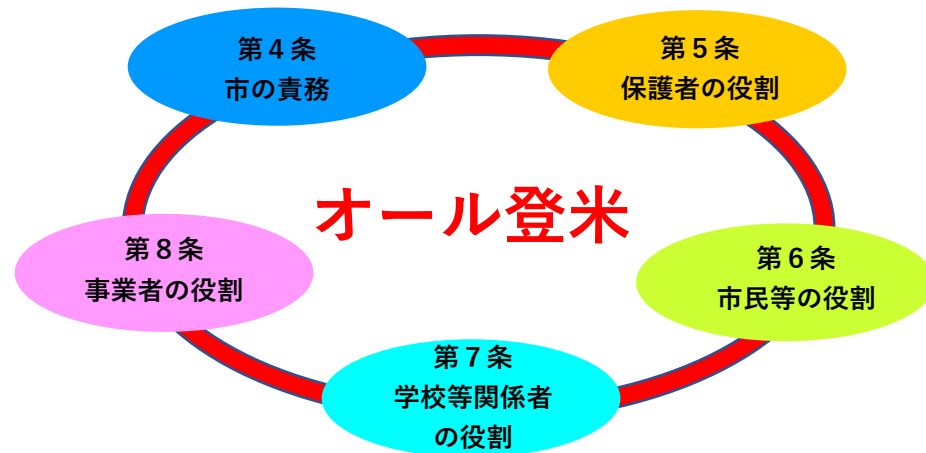
第2条：定義

子ども、保護者、市民等、学校等関係者、事業者、
いじめ等、協働の定義

第3条：基本理念

- ①主体的に社会に参加することができる環境を整備
- ②子どもの人権を尊重
- ③他者の人権を尊重でき、次代の社会を担う人材育成
- ④関係者が協働して継続的に支援していく

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割



第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策

第9条：子どもの成長への支援

安心で安全な環境づくりに努め、自立に繋がる施策を検討

第10条：相談支援体制の整備等

安心して相談することができる体制を構築

第11条：支援が必要な子どもへの支援

状況に応じた支援を行い、いじめ等の防止・早期発見

第12条：家庭環境に応じた子育て家庭への支援

安心して生活することができるための支援を行う

第13条：切れ目のない支援

安心して産み、育て、健やかに成長できるよう、状況に応じた
施策を検討

第4章 情報提供及び検証体制

第14条：子どもへの分かりやすい情報提供

第15条：意見表明や社会参加の促進

第16条：広報及び啓発

第17条：調査検証等

第5章 雑則

第18条：委任